

9. 登録消除

[運転者返納 → 登録消除]

① 登録消除申請書（第六号様式）

来 所 時：第二種運転免許証に係る運転免許証を提示

郵送申請時：第二種運転免許証に係る運転免許証の写し

- ※ 他の単位地域で登録しようとする場合は、もとの原簿から登録を消除している必要がありますので、登録消除申請を行ってください。
- ※ 登録消除する前に、前雇用会社の運転者証が返納されている必要があります。
- ※ 登録消除の申請は、運転者本人の申請となります。

第六号様式

登録消除申請書

登録番号	
------	--

一般社団法人山口県タクシー協会 殿

運転免許証の番号										
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

申請年月日			
令和	●	年	●
	●	月	●
	●	日	●

フリガナ	
氏名	

住所

消除の事由

申請者の氏名

- 注 (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- (2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。